

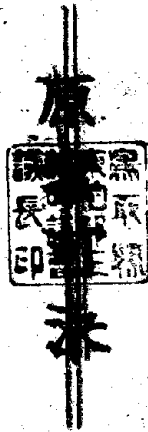
三朝町産業聯合会委員会條例制定について

三朝町産業聯合会委員会條例を次のように定めるものとする
昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 本 雅

昭和三十年三月十七日議決

三朝町議会議長 天 野 廉



修正可決



三朝町産業綜合企畫委員會條例

（目的）

第一條 本町の地理的條件における産業の重大性に鑑み資源の保続培養と生産の増進を図り以て御土産業と町経営の発展に資するため必要事項を調査研究企畫する目的を以て三朝町産業綜合企畫委員會（以下「企畫委員會」といふ）を設ける。

（任務）

第二條 企畫委員會は前の目的を達成するため産業振興に關する重要事項について町長の諮問に應じ且つ調査研究の結果を建議し又は報告する。

（組織）

第三條 企畫委員會は次の委員及び顧問をもつて組織する。

- 一 学識経験を有するもの 若干名
- 二 果その他関係行政機関の職員 若干名
- 三 顧問 若干名

（委員の選任及任期）

第四條 委員及顧問は町長が委嘱する。

- ② 委員の任期は一ヶ年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 委員は非常勤とする。

（委員長及副委員長）

第五條 企畫委員會の委員長一名副委員長一名を委員の中から互選によりて定める。

- ② 委員長は會務を統理する。

3 副会長は會長を補佐し會長に事故あるときはその職務を代理する。
(會議職)

第六條 企業委員の會議は會長が招集し議長となる。

2 企業委員會議は委員の半数以上の出席が必要は會議を相与することができ
ない。

3 企業委員會議の議事は出席委員の過半数で決する。

(専門委員會議)

第七條 企業本會は専門事項について調査研究せしめるため次の専門委員會議(以下「委員會議」といふ)を置くことができる。

一 農業委員會議 若干名

二 畜産委員會議 若干名

三 森林委員會議 若干名

四 園芸委員會議 若干名

五 水産委員會議 若干名

六 生活改善委員會議 若干名

2 委員會議に属すべき委員は會長が請負に請負を協同囑託受嘱する。

3 委員會議に委員長を置き委員會議に属する委員の内より互送する。

4 委員長は委員會議の會務を掌理し委員會議の経過及討議を企業委員會議に報告する。

5 委員會議の會議は委員長が招集し議長となる。

6 委員會議の議事は出席委員の過半数で決する。

(幹事及書記)

第八條 委員會議に幹事一名書記若干名を置き關係廣より町民が任命する。

学大條

この條例は事務を統制し書記は事務の処理に従事する。
中事及書記は本会合の事務を兼務する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

三 朝町森林調査委員会條例(昭和二十九年條例第十七号)はこの條例を廃止する。



日